

県立城ヶ島公園  
令和6年度 事業計画書

三浦市観光協会・湯山造園土木・京浜急行電鉄グループ

## 目 次

計画書 1	「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	2
計画書 2	「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	4
計画書 3	「施設の維持管理」 〈付属書類〉年間維持管理計画表	5
計画書 4	「利用促進のための取組」	7
計画書 5	「自主事業の内容等」	12
計画書 6	「利用料金の設定・減免の考え方」	13
計画書 7	「利用対応・サービス向上の取り組み」	14
計画書 8	「日常の事故防止、緊急時の対応」	15
計画書 9	「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」	16
計画書 10	「災害への対応（事前、発生時）」 〈付属書類〉緊急連絡網	17
計画書 11	「地域と連携した魅力ある施設づくり」	23
計画書 12	「人的な能力、執行体制」	25
計画書 13	「財政的な能力」	29
計画書 14	「コンプライアンス、社会貢献」	30
計画書 15	「事故・不祥事への対応、個人情報保護」	34
計画書 16	「これまでの実績」	36

※事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素があります。

## 計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

### (1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

- ・神奈川県最大の自然島として、古くから親しまれている城ヶ島は、歴史的にも多くの魅力を有しており、地質学にとっても貴重な島として「地質百選」にも選定されている。南側の海蝕崖では、ウミウ、ヒメウ及びクロサギの生息地として県の天然記念物に指定されている。
- ・城ヶ島の東側に位置する県立城ヶ島公園からの眺望は、東京湾を挟んで千葉房総半島、南側には伊豆大島、そして富士山を望むことが出来る風光明媚な風致公園である。
- ・園内には、マツ林や海浜植物、八重水仙などの草木が植樹されており、多くの方の憩いの公園として広く親しまれている。
- ・この自然豊かな環境の中に位置する当公園の設置目的及び整備方針を踏まえ、草木などの維持管理を行うとともに、地域及び来誘客への憩いの空間の提供に努める。
- ・また、持続可能な開発目標(SDGs)については、国・県の方向性及び実際の取組状況の確認を行うとともに、目標に即した活動の検討と県立公園としての統一した方向が示された場合、その目標を進めて行く。また、指定管理グループの一員である京浜急行電鉄(株)は、神奈川県と「SDGs 推進に係る連携に関する協定」を締結している。
- ・災害時を想定し、迅速な対応を図るため県及び自治体等と連携し、公園利用者並びに地域住民の安全を確保する対策と「避難地」としての対応を図る。
- ・(一社)三浦市観光協会(グループ代表)では、「新たな観光の核づくり事業」の共同提案者として、地域等との連携を図り事業の推進を図るとともに、三浦半島を視野に入れた観光の推進に努めるため、グループを強化して(一社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木・京浜急行電鉄(株)により指定管理業務を行い、地域の活性化に努める。

### (2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

- ・城ヶ島は、運営方針に記載した地域特性に加え、周囲4kmの緑の大地及び沿岸部は急激に海に落ち込み岩礁地帯と所々に砂浜を有している。黒潮の影響を受け、冬においても温暖な太平洋岸気象で海からの風が常に吹いており、暴風時には太平洋側は非常に激しい風を伴い、園内にあるマツは、海風を受け傾いている状況を見ることができる。

#### 【具体的な管理運営方針】

- ・園内に現存するマツ林、ササ原などの植生保存に努めるとともに、公園内の魅力の一つである八重水仙の管理及び植え付けを進める。
- ・樹木管理については、枝下し、刈込、病虫害の防除を行い維持管理に努める。
- ・県指定天然記念物であるウミウ、ヒメウ、クロサギの生息地を保存するための協力・連携を図る。
- ・その他、ヤマユリ等の海浜植物については生物多様性に配慮した保存及び維持・管理に努める。

### (3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

- ・年間、県内外より多くの来園者及び地域住民の憩いの場として、清潔かつ快適に園内の散策及び関連施設を利用できるよう日々の清掃作業等の徹底を図るとともに、「神奈川県立都市公園の整備・管理の規範方針(2019年3月改定)」などにより定められた管理の基準に従い管理運営を行う。
- ・持続可能な開発目標(SDGs)については、指定管理を行う日常的な活動から SDGs に対する理解を深め、神奈川県と連携し具体的な取組を進めて行く。  
また、環境に配慮したグリーン購入、3R・リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進に努める。
- ・三浦市の「ゼロカーボンシティみうら」宣言などを参考に、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に努め、地球温暖化の防止対策に努める。
- ・地域で開催される行事、地域が城ヶ島公園を利用して行うイベント等に対して協力し、積極的な連携する。
- ・園外の海岸清掃活動を支援するとともに、地元地域及び企業等が行うクリーンアップに参加・協力をを行い環境美化を推進する。

#### ※これまでの実績

##### (サービスの向上)

- ・毎年1月中旬から2月中旬にかけて「県立城ヶ島公園」内において「水仙まつり」を開催している。
- ・地域との連携の一環として、地元と一体となった行事を主旨に、城ヶ島保育園児と合同で「公園朝顔植え付け」(6月上旬)、「県立城ヶ島公園七夕飾り」(7月上旬)を実施している。
- ・毎年3月頃、県指定天然記念物海鷗越冬状況観察「城ヶ島公園海鷗観察会」を実施している。

##### (駐車場利用)

- ・県立城ヶ島公園附帯駐車場を含めた城ヶ島内「公共駐車場6箇所」においてワンデーパス実施している。

##### (その他)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた公園利用のお願いとして、利用上の留意点を記載した注意喚起の案内等を行っている。

## 計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

### (1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

- ・当該公園の維持管理については、(一社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木・京浜急行電鉄(株)のグループにおいて維持・管理業務を進めていくが、専門性の高い業務及びグループ内で業務を実施するより、外部委託を行う方が経費的に安価で、期間短縮等が見込め、より効率的・効果的と判断できる業務については、管理基準を踏まえ一部を委託する方針とする。

#### 【委託先の選定方法】

- ・選定方法については、管理基準等を踏まえ、厳正かつ公正な執行を図る。

#### (委託に当たっての留意事項)

- ・不誠実な行為の有無
- ・経営及び信用性の状況
- ・委託内容についての技術適正及び施工能力
- ・その他、「神奈川県指名停止等措置要領」など参考

#### 【県内(地域)企業への委託の考え方】

- ・地域企業の活性化を図るため、県内に本社等を設けている企業への委託を重視するとともに地理的要件も勘案した委託の方法を検討する。

#### ※これまでの実績

##### (植物管理)

- ・樹木医による高木診断 (有) A・F・A樹芸 21

##### (施設管理)

- ・浄化槽法定点検 (公益社団法人) 神奈川県水質保全協会
- ・浄化槽定期点検 (株) 大和環境衛生興業
- ・便所污水管閉塞洗浄 (株) タクミ設備工業
- ・便所臭気改善 (株) サンケイサポート
- ・水道修繕 (有) 谷田商会
- ・照明灯等電気修繕 (有) 鈴住電工
- ・建物等工作物修繕 (株) 新倉技研
- ・建物鍵修繕 (有) 松浦商店
- ・園内案内看板製作 (株) ドーロ企画

##### (清掃管理)

- ・事業ゴミ処理 (有) 坂本吾一商店

## 計画書3「施設の維持管理」

### (1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

- ・提案書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」の上段に記載したとおり様々な特性を持っている。
- ・県立城ヶ島公園は、良好な都市環境の形成、多様なレクリエーションの場、自然とのふれあいや憩いの場など、多様な役割を担っており、また、固有の優れた景観や自然環境を有していることから、次のような実施方針で維持管理業務を行う。

### (2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

- ・当公園は、広い面積を有し休憩施設等が点在することから、日常的に施設及び設備の点検等を行う。巡視により保守が必要な個所等が確認された場合、県と指定管理者の業務区分に準じて適切な対応を図る。また、法定点検を有する設備等の場合は各種関係法令を遵守し保守点検を行い常に施設全体の長期的な使用が図られるよう努める。
- ・責任者（園長）及び主任を配置し関係法令等を遵守するとともに施設の総括的な管理に努める。
- ・保守点検台帳及びマニュアルを作成し、適正かつ適切な保守点検に努める。
- ・小破修繕業務については、安全対策を十分考慮し原材料の調達による修繕が可能な場合、経験者のアドバイス等を参考に実施する。

### 【清掃業務】

- ・年間、多くの利用者がある当公園では、快適なレクリエーション空間を提供するために、次のような清掃管理を行う。
- ・観光客や遠足など団体利用が多いことから、トイレ、水飲み場、遠路及び広場等の主要施設の清掃及び衛生管理の徹底を図り、利用者が快適に利用出来るように努める。
- ・園内主要建築物である第1・2展望休憩所、しおさい休憩舎等は、多くの利用者が行き来、利用するため、日々の清掃を心掛けるとともに、清潔な施設を提供するため落書き防止対策にも努める。
- ・風が強いという地域特性から、風による散乱ごみの巡視、清掃に努める。
- ・海岸清掃は同一海岸であるため、公園区域外も含め、海岸全体を行うよう努める。
- ・公園利用者にもゴミの持ち帰りを周知し、清潔な公園管理に協力を求める。
- ・地元地域及び企業等が行うクリーンアップに参加・協力をを行い環境美化の推進に努める。

### 【植物管理業務等の実施方針】

- ・三浦半島の最南端に位置する城ヶ島は、黒潮の影響により、冬でも温暖な太平洋岸気象で、海からの風が常に吹いている状況である。このような気象条件の対策を含め維持管理を行う。

- ・公園内の景観を特徴づけているマツ林は、単一樹種で構成されていることから、現存の植生保存を保つための対策に努める。マツは短期間での病虫害による大量マツ枯れが危惧されることから、毎年、樹幹注入やマツのコモ巻き早朝の薬剤散布等を行うとともに、日頃からの生育状況の把握により、異変などの早期発見、早期対応により保全対策に努める。また、県内全域で増加しているナラ枯れ被害については、園内のパトロール等で発見した場合は、関係機関への連絡および速やかに伐採等の処理を行う。
- ・城ヶ島には、「八重水仙」が自生しており、園内にも多くの水仙が植栽され公園の魅力の一つとされている。毎年、指定管理者として開催している「水仙まつり」には多くの観光客が訪れており、引き続き水仙の管理、植え付けを継続して進める。
- ・固有の海浜植物については、生物の多様性に配慮し、維持管理を行い保全に努めるとともに、来園者歓迎用の花壇等の植栽については、三浦市内にある「県立三浦初声高等学校」や地元園芸業者の協力を得て、栽培された草花の植栽も行う。
- ・園路や外周部で影響の恐れがある木、枝は伐採します。
- ・第二駐車場、うみのね広場等にある花壇については、除草及び適切な管理を行うとともに、季節の植物を植える。

#### 【適切な管理の主な作業】

- ・黒松緑摘み(4月～5月)
- ・黒松樹幹注入(12月～1月)
- ・コモ巻(11月)
- ・黒松剪定(10月下旬～3月)
- ・黒松薬剤散布(適時)

#### ※これまでの実績

- ・黒松の摘み・剪定・コモ巻き・樹幹注入、水仙の植替え、花壇管理、プランター等へ季節の花の植栽、ピクニック広場・うみのね広場等の芝生の管理、枯損木等の処理。

## 計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

- ・公園内における散策や運動など、県民及び地域住民の健康的な生活及び活動を支える場として継続的に利用できる対策を進める。
- ・城ヶ島は県内で有数の観光地として、前述のように自然景観、歴史・文化など多くの観光資源に恵まれ、特に城ヶ島公園からの眺望は、房総半島から伊豆半島、富士山を望むことができる。
- ・城ヶ島公園南側の海蝕崖は、ウミウ・ヒメウ・クロサギの生息地として県の天然記念物に指定され、また、公園の景観を特徴づけているマツ林や海浜植物、自生等の水仙などを求めて多くの観光客が訪れている。
- ・ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンにおいて、城ヶ島が「近くにいれば寄り道をして訪れるべき場所」を意味する二つ星で掲載され、「南岸は自然がそのまま残っている。崖上を歩いたり、散歩しながら海、富士山を眺めて楽しむことができる。」と紹介された。
- ・指定管理者としては、引き続き地域と連携し城ヶ島の利用促進並びに地域の情報発信に努める。京浜急行電鉄(株)は事務局として343団体を組織化し、エリアマネジメントに取り組む観光型MaaS「三浦 newcal」の段階的な機能拡充を通じて、城ヶ島周辺でのアクティビティや城ヶ島までの2次交通(レンタサイクル・電動キックボード)が一元的に利用できる環境を整備する。これにより、地域一体となった新たな観光需要の創出や滞在時間と観光消費の拡大を目指す。「三浦 newcal」(SNS)を活用して、城ヶ島及び三浦半島の魅力を発信するとともに、関連施設等の予約決済も一括で行うことにより、利用者のサービス向上及び、来園者の増加を図ります。
- ・既に、令和3年3月には、三浦半島地域共通の予約決済プラットフォームを開発、実装済みであり、城ヶ島周辺地区でも、三浦市観光協会が運営協議会事務局を務める「みうらレンタサイクル」でも導入し、城ヶ島周辺での過ごし方や公園までのアクセス改善、データに基づく需要予測になど観光DXの推進を通じて、利用の拡大を図っていく。
- ・外国人の来園者へ対しては、ホームページの多国言語によるPR及び園内の英語等による案内表記を行うとともに、障がい者へは、車いすの無料貸し出し等を行い、利用促進に努める。城ヶ島保育園児による、七夕飾りやアサガオの植栽及び水仙まつりによる地元野菜の販売や、公園職員によるウミウの観察会等を実施して利用促進に努める。また、野菜等特産品の販売については、来園者が多い時期にも出店を促し来園者のサービス向上に努める。
- ・また、三崎港にある産直センター「うらり」へ公園パンフレットの配架及び、みうらガイド協会スタッフが土・日・祝日「うらり」において観光案内を行っているので、公園のPRを行い、三崎港から城ヶ島(公園)への人の流れの増加に努める。



## (2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

・条例別表第5の有料公園施設

・駐車場

当公園を車両（普通車・二輪車・大型車）で訪れる利用者が、安全・安心及び快適に駐車できるように、駐車場の管理運営を行う。

### 【安全対策】

- ・駐車場内において事故を未然に防ぐため、運営スタッフの安全教育を徹底する。
- ・駐車場施設の日常点検、定期点検を徹底し、施設の保全及び事故防止対策に努める。
- ・駐車場内施設の不備などにより、自動車等に損害が生じた場合に備え、施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入する。

### 【利用者への対応】

- ・駐車場は公園の附帯駐車場として、料金徴収員の接遇への徹底を図り、利用者に対して親切・丁寧な対応に努める。機械開閉式の整備・点検を図り、利用しやすい駐車場の維持・管理に努める。
- ・城ヶ島内「公共駐車場6箇所」は、ワンデーパス（どこか1箇所を利用すれば、島内他の公共駐車場を何回でも利用可能）を実施しており、利用しやすい説明等を行い利用の促進を図る。
- ・障がい者及び学校関係の利用車両は、原則駐車場料金の免除を行う。
- ・県民サービス向上を目的に、「三浦市民の日」等の市民を無料とした日を設けることについて、土木事務所と調整を行う。

### 【駐車場管理運営】

#### ①事業の目的

- ・当公園を車両（大型車・普通車・二輪車）（※大型車は、県立城ヶ島公園第2駐車場のみ）で訪れる利用者が、安全・安心及び快適に駐車できるように、駐車場の運営管理を行う。
- ・尚、城ヶ島内「公共駐車場6箇所」のどこか1箇所を利用すれば島内他の公共駐車場を1日何回も利用できるワンデーパスを導入している。

#### ②実施体制

- ・当公園駐車場の運営については、神奈川県立都市公園指定管理者応募要領（県立城ヶ島公園管理運営業務の内容及び基準）で示された運営状況を勘案し、県立城ヶ島公園第1駐車場においては料金徴収員及び場内整理案内員を各1名配置する。

※繁忙期には、場内整理案内員を増員して、駐車場の安全対策に努める。

※県立公園第2駐車場は、機械式で対応する。

#### ③運営にあたっての具体的提案

ア 安全管理対策

- ・駐車場内での事故を未然に防ぐため、運営スタッフの安全教育を徹底する。
- ・駐車場施設の日常点検、定期点検を徹底し、施設の保全及び事故防止対策に努める。
- ・駐車場内施設の不備などにより、自動車等に損害が生じた場合に備え、施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入する。

#### イ 利用者への対応

- ・駐車場は公園を訪れる最初の施設として、第1駐車場の徴収員の接遇への徹底を図り、利用者に対して親切・丁寧な対応に努める。
- ・駐車場におけるインフォメーション機能を充実し、パンフレットの配布及び季節の情報などの提供を行う。
- ・土日祝祭日は、「みうらガイド協会」（旧：みうら観光ボランティアガイド協会）会員を配置し、公園内の四季折々の草花及び景勝地等の紹介をするとともに、必要に応じ園内の案内を実施する。
- ・障がい者及び学校関係の利用については駐車場料金を免除する。

#### ウ 管理運営上の課題について

- ・台風、地震等自然災害の場合、県立城ヶ島公園は三浦市地域防災計画の緊急避難場所に指定されており、駐車場を無料開放するが、城ヶ島大橋が通行止めになった場合、取り残された車については、状況が落ち着くまで駐車願うよう声掛けをする。

#### エ 営業時間

- ・4月から9月 午前8時00分から午後7時00分
  - ・10月から3月 午前8時00分から午後5時00分
- ※初日の出客のため1月1日は、第1駐車場 午前3時00分から午前8時00分無料  
第2駐車場は、24時間営業とする。障がい者及び学校関係の利用車両は、原則駐車場料金の免除を行う。

#### オ 駐車場料金

- ・駐車場料金については、神奈川県と協議決定する。
- |     |    |                     |
|-----|----|---------------------|
| 普通車 | 1回 | 500円                |
| 二輪車 | 1回 | 100円                |
| 大型車 | 1回 | 1,000円（県立公園第2駐車場のみ） |
- ※緑化協力金については、指定管理者として寄付を行っている。駐車場管理基準に従い、障がい者及び学校関係の利用車両は、原則駐車場料金の免除を行う。

#### 【自動販売機】

- ・当公園には、飲料用自動販売機4基設置しており、年間を通して来園者等に多くの利用を頂

いている。引き続き、利用者のニーズに対応するため、自動販売機の設置を継続し季節に対応した飲料水の提供を行うとともに、自販機の切り替え時期に向け、災害時にも安心な「災害救援自販機」に変更していく。

### (3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

- ・城ヶ島は、提案書1にも記載したとおり、歴史的に北原白秋の「城ヶ島の雨」、地質学的にも「地質百選」に選定され、風光明媚な島として親しまれ、その中に位置する「県立城ヶ島公園」を紹介するため、指定管理者としてパンフレットの作成、HP における紹介、メディアに対する情報提供などを積極的に行うとともに、京急グループの広報力（ポスター・チラシ・フリーペーパー・SNS 等）を最大限に生し、三浦市観光協会として県内外の観光客を誘致するための施策を展開していく。
- ・毎年実施している「みうら観光写真コンクール」入選作品の内、城ヶ島をアピールする作品をメディア等に提供し、城ヶ島及び県立城ヶ島公園の魅力発信に努める。
- ・観光型 MaaS「三浦 newcal」には、「三浦 newcal ファミリー」として三浦半島全域の地域観光事業者、県や市町などの自治体、スタートアップ、サポートする大手企業など 73 団体が参画しており、同一プラットフォームを通じて情報発信により城ヶ島周辺の集客や公園利用者の利用拡大も図る。
- ・さらに、共通予約決済プラットフォームでのリコメンドを通じて、各事業者の既存顧客共通化により半島全域での相互誘客、利用促進を目指す。

#### 【公園利用者数の目標値】

- ・地区別来遊観光客数（H30 年度版三浦市統計書）における城ヶ島は、年々増加傾向を示しており、約140万人超となっている。
- ・地元地域と連携し、公園の利用促進の取組みなどを積極的に進めるとともに、観光協会による情報発信に加え、京浜急行電鉄（株）の情報発信媒体などを活用し公園利用者の増加に努める。

目標値：年間50万人

	来園者数（人）
令和4年度	320,000
令和5年度	360,000
令和6年度	400,000
令和7年度	450,000
令和8年度	500,000

### 【他団体との連携具体例】

- ・三浦半島観光連絡協議会では、三浦半島の地域活性化のため神奈川県と4市1町が連携して策定した「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の取組の一環として、県立城ヶ島公園内において「グランピングで過ごす三浦半島のクリスマス in 城ヶ島」(H29.12.22.～24)等の開催に協力した。
- ・当公園において「三崎港の夕日と音楽サンセットクリムゾン2019」屋外フェスの開催に協力した。
- ・城ヶ島保育園児及び来園者による「七夕飾り」(R2.7.2～7)の飾り付けを行った。

<付属書類>

駐車場事業計画（該当施設がある場合）

## 計画書5「自主事業の内容等」

### 【ユースホステル跡地活用】

- ・ユースホステル跡地が、極力有効に活用されるよう、単発的なイベント（以下検討中：キャンプ体験イベント、星空観察会、親子マルシェ、遊具レクリエーションイベント、キッチンカー出店）を検討・実施する。

#### <補足>

ユースホステル跡地の長期的な活用については、実現性のあるキャンプ場計画が可能か、次期指定管理期間も視野に入れて引き続き検討していく。

## 計画書6 「利用料金の設定・減免の考え方」

### (1) 利用料金の設定 (有料施設がある場合のみ)

「該当なし」

### (2) 減免の考え方 (有料施設がある場合のみ)

「該当なし」

## 計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

### (1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

- ・城ヶ島公園には、県内外から多くの観光客等が訪れ、公園内の草木の観察、展望台からの眺望などを堪能されている。園内には植物管理及び高木選定などの作業をしている職員の他に、土・日・祭日においては、「みうらガイド協会」の会員を配置し、利用者からの質問、園内の紹介等、親切・丁寧な対応を行う。
- ・また、公園利用ルールについては、公園入口「長屋門」(ながやもん)、公園内の掲示板に、公園に定められたルールなどを掲示するとともに、必要に応じて放送及び職員等が直接口頭で助言、指導を行う。研修等については、本部職員、みうらガイド協会内等で、随時行うとともに毎週の全員朝礼において、問題点等の再確認を行う。

### (2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

- ・サービスの向上を図るため、定期的にアンケートを実施して、年代、居住地、公園情報の把握、満足度の確認などを行い、指定管理に反映させるとともに、苦情の把握は早急に対応するよう定期的に開催している打ち合わせにおいて報告・確認等を行う。
- ・トラブル発生時については、園長及び本部職員が現状の確認をし、利用者へ対応及び対応結果を報告するとともに、その詳細を横須賀土木事務所へ報告する。

### (3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

- ・ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンに城ヶ島が二つ星として掲載され、国際的にも高い評価を受けたことも含め、外国人も多く訪れている。パンフレット、ホームページで対応する。
- ・高齢者、障がい者等の公園内利用については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守し、施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り公共の福祉の増進に資するための措置を行う。
- ・必要に応じて車いす貸出(無料)を行う。

### (4) 神奈川県手話言語条例への対応

- ・手話が言語であることを障害者基本法において定められ、神奈川県手話言語条例が平成26年の神奈川県議会で可決・成立していることを受け、条例の中の事業者の役割でもある、手話に対する理解を深めるよう努める。

## 計画書8「日常の事故防止、緊急時の対応」

### (1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

- ・事故防止、安全確保の方策として、毎朝職員の巡視を行い、危険箇所等が無い確認する。
- ・また、園路に危険が及ぼす恐れのある枝折れ、倒木などを確認した場合は、カラーコーン等で危険防止対策を実施して速やかに除去等の対策を講ずる。
- ・県立城ヶ島公園は、城ヶ島東側の台地に位置し、公園内から安房崎という磯遊びや貝殻の砂浜など、いろいろ楽しめる岩礁地帯がある。台風等の警報が出た場合、公園から磯への道が危険なため封鎖を行い来園者の安全確保を行うとともに、園内放送等により注意喚起を促す。
- ・内容を精査し、警報発令時等の事故防止に関するマニュアルを作成するとともに、現在実施している対応を再確認し、事故防止に努める。

### (掲示物)

- ・高波注意→階段下り口3箇所常設（波浪警報発令時）
- ・アブなど→階段下り口3箇所常設
- ・転倒注意→階段下り口3箇所常設
- ・ヒョウモンダコ注意→観光案内所配布（発見時）
- ・万が一けが人等が発生した場合は、その状況により「緊急連絡網」により連絡するとともに消防署などのアドバイスにより応急措置が可能な場合は、その指示に従い職員が処置を施す。

### (2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

- ・県立城ヶ島公園においては、樹林地の過密化や巨木化等は比較的少ないものの、一定程度密集している場所の確認を行い、火災等が発生することを想定して間引き作業（間伐）等を行う措置をとる。ドローンの活用や、樹木医等のアドバイスを受け、松枯れや倒木等の点検が出来るよう関係機関と協議し、活用を進める。

### (3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

- ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合は、公園職員により初期対応を行い、その事案により「緊急連絡網」により関係機関に速やかに連絡する。
- ・利用者に、障がい者、高齢者の場合、速やかに公園職員で対応を図り、必要に応じて本部職員（観光協会職員）の動員を図り対応する。
- ・また、公園内に他人の身や財産に対し危害を加える恐れのある事案の場合は、園内観光客の安全措置を講ずるとともに、速やかに三崎警察署又は城ヶ島内交番に連絡し対応を図る。



## 計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

### (1) 急病人等が生じた場合の対応

#### ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

急病人等が生じた場合に備え、公園職員に対し「上級救命講習」等の受講を義務付け、常時受講者の配置を行うとともに、管理事務所内にAEDを設置し、必要な場合に対応する。

また、状況により「緊急連絡網」にて緊急連絡を使用し迅速な対応を図る。

(上級救命講習修了証認定)

- ・県立城ヶ島公園長 他

### (2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

#### —感染症に対する対応方針—

- ①神奈川県からの情報・指示に従い、利用者及びスタッフの感染拡大防止するための対策を適宜適切に発信していきます。
- ②3つの密（密閉・密集・密接）の回避、手洗い・咳エチケットの取行等基本的な対策を進めて行きます。
- ③スタッフにおいて感染症の疑いが発生した場合は、外出回避と連絡体制を敷き、二次感染を防止させます。

#### —具体的な対応策—

##### ●利用者への対応策

- ・アルコール消毒液…利用者が気軽に使用しやすい長屋門に設置します。
- ・注意喚起看板……………展望台・ピクニック広場・長屋門等、密になることが予想される場所には、掲示等で注意喚起を行なう。
- ・駐車場……………有人の第1駐車場においてスタッフは、マスクと手袋を着用して、料金徴収業務を行ない、感染拡大予防に務める。

## 計画書10「災害への対応（事前、発生時）」

### (1) 異常気象（大雨、台風、地震、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

- ・異常気象発生時（事前、発生時）には、指定管理者グループ内で情報の収集、共有を行うとともに、園内放送を利用し来園者に注意を促すとともに、県立城ヶ島公園等における異常発生時には城ヶ島公園「緊急連絡網」により関係機関への連絡調整を行い、迅速な対応を図る。
- ・また、園路等に危険が生じた場合、安全を確保し応急復旧を行い、周囲の安全対策を行う。
- ・また、城ヶ島公園は、「指定緊急避難場所」として指定されていることから、行政機関が設置している既存「備蓄倉庫」の設置状況確認等を行い災害時に迅速に対応できるよう心掛ける。

### (2) 事故、異常気象等（水防を含む。）緊急事態が発生した場合の対応方針

- ・当観光協会では、城ヶ島公園等における異常発生時には城ヶ島公園「緊急連絡網」により関係機関への連絡、調整を行い、迅速な対応を図る。

### 【事故や災害発生時の緊急時の体制及び初期対応】

- ・事故発生時には、初期対応として当日の公園スタッフが現地を確認し、負傷者の救助、人命を助けることを主とし、状況に応じて緊急車両等を要請し迅速な対応を図る。また、下記により関係機関への状況連絡、報告を行う。

### (昼間の対応)

- ・気象警報発令時において、台風情報等により大きな災害発生が見込まれる時は待機を行い、情報収集に努めるとともに、警報解除後速やかにパトロールを行い巡視終了後 30 分以内に横須賀土木事務所へ報告する。
- ・また、被害発生時には被害発生状況等を横須賀土木事務所へ報告し、危険個所の立入禁止措置等の必要な対応を行う。
- ・地震時には、行政機関に準じた対応を行うとともに、施設の状況を公園スタッフが調査を行い報告する。
- ・災害発生時には、来園者等の安全確保を第一優先として対応を図る。

### (夜間の対応)

- ・夜間の気象警報発令時において、公園スタッフ及びグループ会社（有湯山造園土木）が、警報解除後、早朝に園内の巡視を行い、被害発生状況等を8時30分までに横須賀土木事務所へ報告し、危険個所への立入禁止措置等の必要な対応を図る。
- ・地震時は、施設等の状況を（有）湯山造園土木が調査を行い報告を行う。

### (その他の対応)

- ・警察署及び消防署に、県立城ヶ島公園の「昼夜緊急連絡体制表」を提出し夜間の迅速な体制をとる。
- ・駐車場門扉の鍵を最寄りの交番（城ヶ島内）、消防署に提出、夜間等の迅速な体制をとる。
- ・災害時（災害が予測される場合を含む）には、有料駐車場の解放（無料）を行う。
- ・震度4以上の連絡体制 別紙1

## 震度4以上の連絡体制について

### ■ 三浦市で震度4が発生した場合

#### 1 平日・休日の8:30~17:15 に発生した場合

- ・園内放送による注意喚起等の実施及び、地震がおさまった後、30分以内に園内パトロールによる被害状況の確認及び応急対策を実施し、パトロール終了次第園内パトロール開始時刻とパトロール結果を所管事務所へ報告する。(被害がない場合も報告する)
- ・指定管理者の本部は、各公園のパトロール開始時刻とパトロール結果を都市公園課へ報告する。

#### 2 平日・休日の時間外に発生した場合

- ・パトロールを実施し8:30までに公園の被害状況を横須賀土木事務所へ報告する。報告時には、主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールしていることが望ましいが、広大な面積の公園等、8:30までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を横須賀土木事務所へ再度報告する。(被害がない場合も報告する)
- ・指定管理者の本部は、所管の公園の被害状況を取りまとめた後、都市公園課へ報告する。

### ■ 三浦市で震度5弱以上または津波警報が発生した場合

県内どこかで 震度5強以上または大津波警報または大規模な災害が発生した場合

#### 【指定管理者の対応】

- ・園内放送による注意喚起・避難等の実施及び、地震がおさまった後、園内パトロールによる被害状況の確認を実施し、園内パトロール開始時刻とパトロール結果を所管事務所へ報告する。(被害がない場合も報告する)
- ・指定管理者の本部は、各公園のパトロール開始時刻とパトロール結果を都市公園課へ報告する。
- ・震度5弱から、県は第1次応急体制等の緊急配備がされるため、時間に関係なく速やか被害状況を報告する。
- 勤務時間内 30分以内に出勤スタッフで役割(連絡係、パトロール係、支援係)分担を決め、横須賀土木事務所へ初動体制報告をし、情報収集、園内情報伝達、管理事務所の安全確認と機能回復、負傷者への応急措置を行う。  
地震発生から3時間後まで、人命優先・被害拡大防止を第一に、被災状況把握、応急措置、利用者避難誘導工事現場の対応(施工中の場合)を行う。  
横須賀土木事務所への報告は密にし、指示を仰ぐ。
- 勤務時間外 城ヶ島大橋が通行できる場合、公園にすばやく参集し、地震発生から3時間以内に役割分担及び被害の報告を行う。城ヶ島大橋が通行規制の場合、自宅等の安全な場所で待機し解除後にすばやく参集し、地震発生から3時間以内に役割分担及び被害の報告を行う。

## ■連絡体制

公園(指定管理者)→管轄土木事務所・センター→都市公園課

連絡係・パトロール係・支援係を決め、関係機関への報告、園内パトロール、負傷者への応急処置等にあたる。

指定管理者本部→都市公園課

※震度5弱以上の場合については、地震時行動マニュアル(案)に従う。

## ■その他

- ・震度は公園所在地での震度とする。

### ●初動時(地震発生から3時間後まで) 管理事務所体制確立

#### ●初動体制報告

【連絡係】・地震発生から、昼間30分を目途として、県横須賀土木事務所 に初動体制等を報告する。

- ・夜間は職員が到着後速やかに報告を行う。

#### ●情報収集、園内情報伝達

【連絡係】・テレビなどから集めた情報を、掲示等で園内に伝える。

- ・被災状況、避難誘導などの情報を共有し、対応を調整する。

#### ●管理事務所の安全確認と機能回復

【支援係】・建物本体と設備の安全、稼動状況を確認する。

- ・電力、通信機能、水等を確保する。

○停電時は自家発電設備の稼動、燃料や電池の在庫確認

○内外への通信機能の確認

○備蓄している水等の確認、配給準備

#### ●負傷者への応急措置

【支援係】・負傷者への応急措置を行う。

- ・更なる手当が必要な場合は、地元市町村の救援拠点等と連携し対応にあたる。

- ・人命優先、被害拡大防止を第一に、園内パトロール、避難誘導、被災状況把握を行い、随時横須賀土木事務所へ報告すると共に、応急対策業務に努める。

復旧については、公園施設の利活用状況等に応じて、県横須賀土木事務所と調整の上、復旧作業にあたる。

## 大雨・大雪・暴風警報発表時の連絡体制について

### 1 平日の8:30～17:15に警報が発表された場合

- ・園内放送や掲示等による注意喚起及び、応急対策等を講じるとともに、警報解除後30分以内にパトロールした後、園内の被害状況を横須賀土木事務所へ報告する。
- ・警報が時間外にも継続して発表されている場合には、時間外にも公園利用者が存在する可能性を考慮し、必要に応じて注意喚起等の措置を実施する。

### 2 時間外及び休日に発表された場合

- ・翌開庁日の8:30までに公園の被害及び応急対策の状況を事務所へ報告する。報告時には、主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールしていることが望ましいが、広大な面積の公園等、8:30までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を事務所へ報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を事務所へ再度報告する。

### 3 その他

- ・原則として、人的・物的被害を発見した場合には、速やかに指定管理者は事務所へ報告する。
- ・公園によって、対応が必要と思われる他の気象警報がある場合には、適宜追加する。
- ・台風等の異常気象時には、必要に応じて、都市公園課から体制について連絡する場合がある。

### 【防災訓練】

- ・ 県立城ヶ島公園は、三浦市防災計画により広域避難場所として指定されており、毎年、公園スタッフによる避難訓練（大津波警報発令想定）の実施及び関係機関、地元における防災訓練等に参加・協力を行っている。

### 【災害発生時の協力】

- ・ 観光協会は、先述のように三崎警察署及び市内関係団体で構成されているテロ・災害対策三崎協会の組織の一員として関係機関との情報共有を行い協力体制を取って災害時に備えるほか、観光協会城ヶ島地区の会員と地域との連携により災害時の宿泊の確保、食糧の提供などの協力体制を進める。

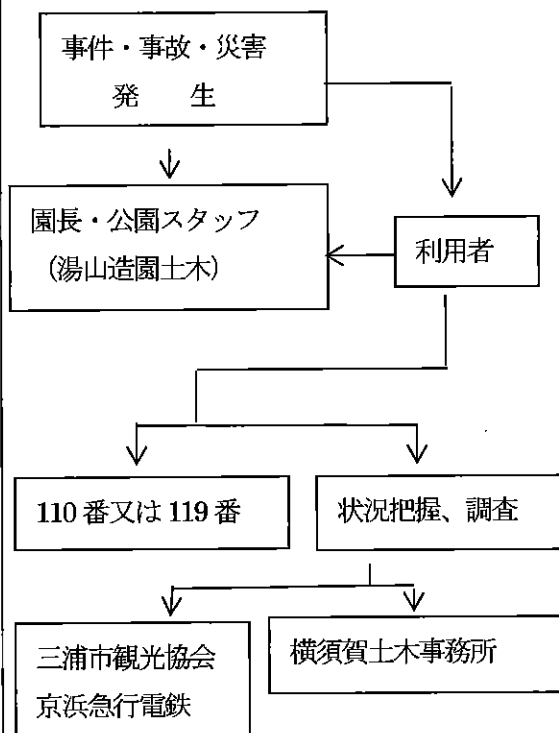
### 【災害対応物品の備蓄】

- ・ 当公園は、三浦市防災計画で指定緊急避難場所として指定されており、三浦市役所が設置した防災資機材倉庫がある他、神奈川県及び指定管理者で準備している災害対策物品の備蓄・保管を行っている。
- ・ 賞味期限がある備蓄については、指定管理者が点検及び管理を行う。

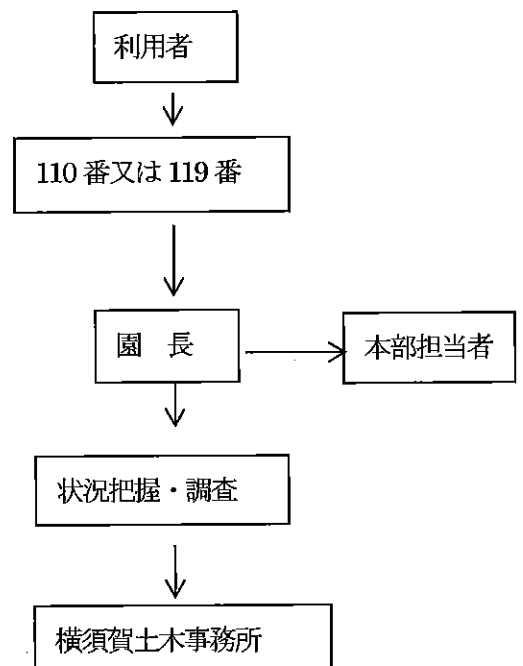
(神奈川県非常用備蓄品)

- ・ 毛布： 7箱 15 (枚/箱) × 7 = 105枚
- ・ 飲料水： 12箱 24 (本/箱) × 12 = 288本
- ・ 乾電池： 2箱 240 (本/箱) × 2 = 480本
- ・ 発電機1台、防災ラジオ1台他
- ・ 事故発生時には、下記により関係機関への状況連絡、報告等を行う。

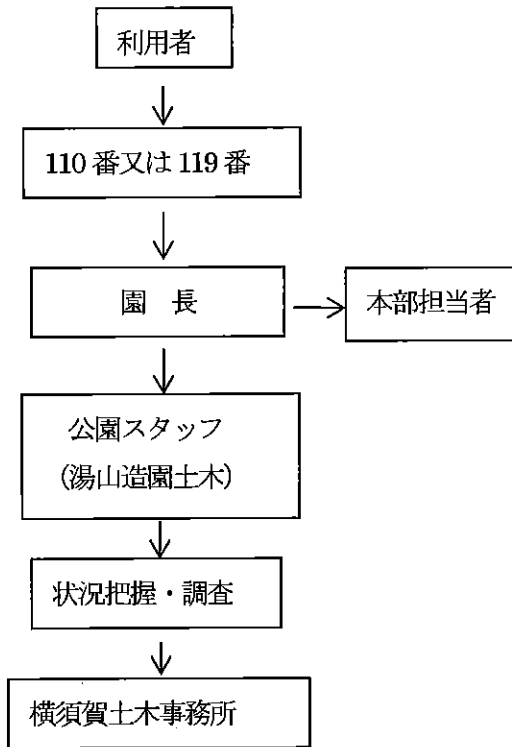
#### ●緊急時連絡体制（通常）



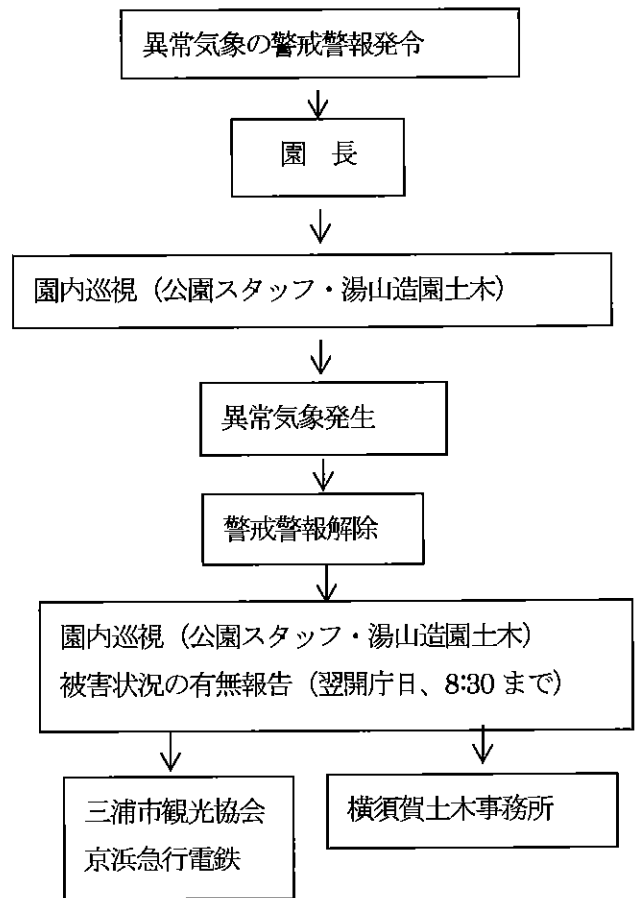
#### ●夜間連絡体制



●夜間緊急時連帯



●夜間警戒警報発令時連絡体制



## 計画書11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

### (1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

- ・三浦市は、遠洋漁業をはじめとする農漁業と、観光業を基幹産業とする都市であり、その環境の中で生まれ育った地域人材を活用することは、城ヶ島公園を管理・運営する面においてメリットがあると考え。当該公園の職員採用については、この考え方を踏襲し市内雇用の考え方を進めていく方針である。
- ・また、観光協会は、城ヶ島地区、三崎地区、油壺地区、三浦海岸地区、初声地区、市外の会員で構成されている。各地区で開催される行事、イベントの開催等においても地域及び関係機関との協働、連携を図り実施している。
- ・県立城ヶ島公園においても、引き続き城ヶ島地域と一体となった事業の推進を図る。

### (2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

- ・当協会とボランティア団体との関連については、主に「みうらガイド協会」との協働により、三浦市域を中心とする貴重な自然、歴史、文化遺産等を広く観光客に紹介し、観光客からの意見を、様々な観光振興策などに活かすとともに、民間ボランティア団体等が開催するスカベンジなどに協力・連携し美しい景観づくりを目指すことに努める。
- ・県立城ヶ島公園においても「みうらガイド協会」の協力を得て、土曜・日曜・祭日に「みうらガイド協会」の会員を配置して公園内の案内及び三浦市内の観光情報などを来園者に紹介している。
- ・ガイドの活動を更に発展、継続させていくために、新たなガイド養成として、「もてなしの心」を持ち、多彩な三浦の魅力を伝えることのできる養成講座を三浦市と連携し行う。

### (3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

- ・当公園には、年間多くの来園者が訪れ、アンケート、聞き取りの中で、飲食店、お土産等の問合せも多いことから、県立城ヶ島公園パンフレットに城ヶ島内の店舗情報を掲載し、産直センター（うらり）及び観光施設に配架を行い、相互施設による連携を図り、来園者及び観光客のニーズに対応する。
- ・更に「三浦 newcal ファミリー」との観光コンテンツおよび観光型 MaaS 連携も進める。当協会の会員に京浜急行電鉄（株）、横須賀市の「ソレイユの丘」なども会員であることから、公園までのアクセス手段として「みうらレンタサイクル」、「城ヶ島渡船」、「京急タクシー」など予約決済の一元化や電子チケット導入等、シームレスな利用環境整備によるアクセス改善を図る。他にも「城ヶ島海上イカ釣り堀 Js フィッシング」、「城ヶ島ダイビングセンター」、「にじいろさかな号」など「newcal ファミリー」が提供するアクティビティとの広域滞在プランも提案し、相互連携を図りながら近隣の公園、観光施設情報の提供にも努める。地域の有力かつ多様なプレイヤーとの連携により、公園利用者に向けた新たな観光体験の創出を図っていく。



#### (4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

- ・地域企業への業務委託については、県内経済情勢を勘案し、また、地域企業の活性化を図るため、県内に本社等を設けている企業への委託を重視するとともに、地理的要因などを勘案し、迅速な対応等を考慮し取り組むこととする。
- ・当公園管理の中には、公園に付帯する第1駐車場（有料；人的対応）と城ヶ島大橋近くの第2駐車場（有料；機械式）の管理を行っている。第2駐車場は無人のため、門扉開閉異常時又は緊急時の連絡は、備え付けの電話、地元より対応職員採用し緊急対応に備えている。
- ・受託者は、城ヶ島内に住所を有し、きめ細かなサービスの提供と緊急時の迅速な対応及び不法投棄に対する注意喚起等も行い駐車場の安全管理に努めている。
- ・また、災害時などに発生した廃棄物などにおいては、迅速に搬送処理等を行う必要性から地元地域の企業による対応を行っている。
- ・管理費等の経費節減については、園内で伐採された松等については、三浦市内の陶芸家の工房で、薪として使用するとともに、市内で開催されるイベント等でも薪として使用し、経費節減に努めるとともに園内施設の小破修理についても、可能な限り公園職員が直接行うことで、経費節減に努める。

## 計画書12「人的な能力、執行体制」

### (1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

- ・現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担
- ・特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況
- ・県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

- ・現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

三浦市観光協会は、指定管理者グループ代表として県立城ヶ島公園の管理運営に当たり、現在当公園の指定管理を行っている。

#### 【三浦市観光協会】

- ・管理運営及び執行状況の検査、是正勧告
- ・公園スタッフの労務管理
- ・各種業務委託契約の締結業務
- ・給与、光熱水費、委託業務等の支払い

#### 【公園園長】

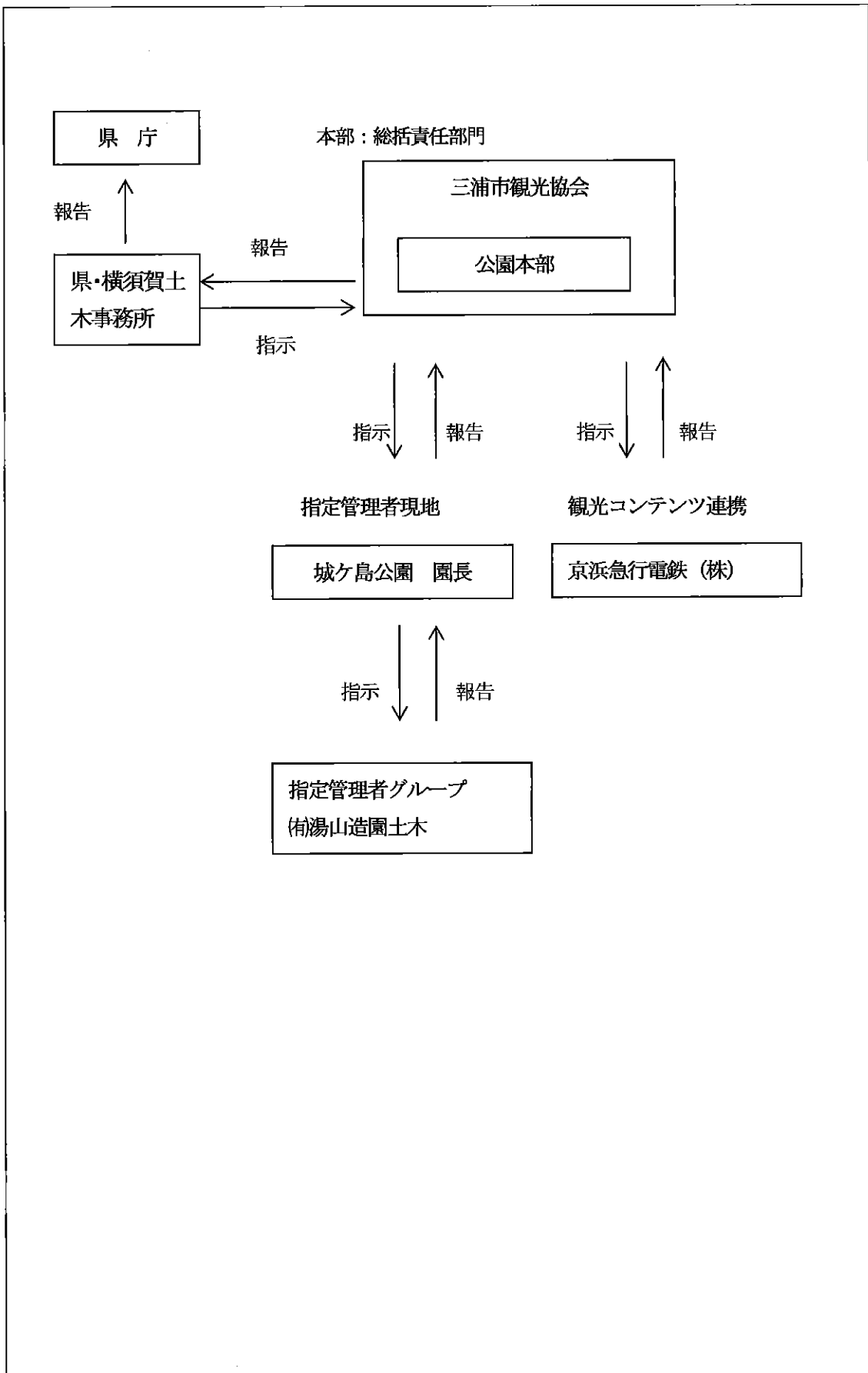
- ・公園の管理運営業務及び緊急時対応、安全管理の責任者
- ・神奈川県及び横須賀土木事務所との調整、報告業務
- ・維持管理計画及び予算書の策定
- ・利用促進、運営業務の策定
- ・小口現金の支払い
- ・各種業務委託の設計、積算、発注業務
- ・公園スタッフの指導、監督
- ・委託業者の指導、監督

#### 【維持管理スタッフ】（グループ会社である侑湯山造園土木スタッフを含む。）

- ・公園施設の維持管理及び点検、修繕業務
- ・植物管理業務
- ・日常清掃

#### 【運営管理スタッフ】

- ・駐車場の運営業務
- ・利用者対応、利用者指導



	現地責任者	役割	経歴
観光協会	園長	公園の総括	行政経験者又は有資格者
	主任	現地の総括	公園管理経験者
湯山造園土木	会長	公園作業	造園土木経験者

公園の管理員には、刈払機取扱作業従事者・チェーンソーによる伐木等特別教育等公園管理に必要な資格を習得。

## (2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

### ・当公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

当公園の維持管理については、(一社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木・京浜急行電鉄(株)のグループにおいて維持・管理業務を進めていくが、専門性の高い業務及びグループ内で業務を実施するより、外部委託を行う方が経費的に安価で、期間短縮等が可能であり、効率的・効果的と判断できる業務については、管理基準を踏まえ一部を委託する。

委託先との契約後は、業務が正常に行われているか、定期的に確認し、業務内容に変更等があった場合は、園長及び本部と協議する。日常の管理については、園長が行い業務内容に問題があった場合は、委託先と協議し解決する。

### ・委託先の選定方法

選定方法については、管理基準等を踏まえ、厳正かつ公正な執行を図る。

#### (選定に当たっての留意事項)

委託先を選定するときは、工種等に応じて的確な者を選定することとし、主に以下のことを留意する。

- ・不誠実な行為の有無
- ・経営及び信用の状況
- ・委託内容についての技術適正及び施工能力
- ・その他、行政機関が定める指名停止等措置要領等を参考

# 人員配置計画

## 城ヶ島公園

公園職員	担当業務	職員	パート	一週間の勤務時間	備考
園長	維持管理運営業務の統括	○		34h/週 8h×4日～5日=34h	ローテーション勤務
作業主任	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-1	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	ローテーション勤務
維持管理スタッフ-2	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-3	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-4	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-5	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-6	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
運営スタッフ-1	利用者対応及び指導並びに事務補助		○	30h/週未満 7h×4日=28h	ローテーション勤務
運営スタッフ-2	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	ローテーション勤務、早番運番勤務
運営スタッフ-3	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
運営スタッフ-4	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
運営スタッフ-5	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
公園本部スタッフ-1	維持管理運営業務の統括	○		40h/週 8h×5日=40h	ローテーション勤務
公園本部スタッフ-2	維持管理運営業務の統括	○		40h/週 8h×5日=40h	

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

- ・指定管理業務は、事業の継続性、安定性が求められる事から、実施経過を検証し、より一層公園スタッフの資質の向上を図るため「管理作業安全講習会」等により職員教育の徹底を図り、管理・運営の向上を図る。
- ・造園分野については、特に公園内の主要植栽木であり、昭和34年の皇太子ご成婚の記念植栽木であるクロマツの保全管理や、スイセンの保護増殖が重要な課題である。
- ・更に笹原や崖地等に残る自然植生の適切な保全対策も管理上重要な課題であることから、これら植栽の管理についてはグループである(有)湯山造園土木指導のもと、公園スタッフにおける植栽管理の技術等を身に付けるよう OJT「On the Job Training」研修を重ね管理・運営の向上に繋げていく。
- ・その他、イベント等に関する専門的な事項及び接遇等については、三浦市観光協会及び京浜急行電鉄(株)が持つノウハウを生かし、グループとしての役割分担により人材育成に努める。
- ・現在の職員採用状況は、公園スタッフ13名中、三浦市在住は、園長を含め10名となっている。チームワーク保持のため定例的会合を行い、効率的なローテーション勤務により、働きやすい職員労働時間の対策に取り組む。
- ・職場のハラスメント対策については、日頃より園長を中心として問題等の検証を行い、労働環境の改善等に努める。
- ・当該公園を管理・運営する面において地元職員の採用は災害時の対応などを含めメリットがある。
- ・労働環境等を考慮し、引き続き市内雇用を進めていく予定である。

### 計画書 13 「財政的な能力」

#### (1) 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、 団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い

- ・三浦市観光協会は、昭和30年の三浦市政施行に合わせて任意団体として組織化された。その後、三浦市より「三浦市観光インフォメーションセンター」の管理・運営を任せ、ライフスタイルの多様化、三浦半島の新たな魅力づくりの必要性、また「もてなしの心」の重要性を踏まえ、任意団体から発展的に改組を検討し、平成19年に社団法人三浦市観光協会を設立、平成26年に一般社団法人三浦市観光協会へ移行し現在に至っている。
- ・当協会は、市内の三浦海岸地区、三崎地区、油壺地区、城ヶ島地区、初声地区の各地区を統括し、三浦市域を中心とする観光宣伝活動に関する事業を推進することにより、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与することを目的として定款で定める観光宣伝及び観光客の誘致などの事業を推進するとともに、地方公共団体その他公共的団体から委託される観光事業及び観光施設の管理の受託などを行っている。
- ・また、三浦市と（一社）三浦市観光協会は、観光施策推進に一体となって取り組む。
  - ①受託事業：「三浦市観光インフォメーションセンター」「三崎口駅前観光案内所」の管理・運営事業
  - ②指定管理：「県立城ヶ島公園指定管理者」（グループ代表）継続
  - ③指定管理：「市営油壺駐車場指定管理者」継続
  - ④団体運営：「みうらレンタサイクル運営協議会事務局」継続
- ・湯山造園土木は、昭和46年3月1日に設立し、事業内容として造園・緑化工事の設計施工、土木工事・設計施工、外構工事・設計・施工・管理、花、樹木類の生産及び販売、産業廃棄物収集運搬、観葉植物の生産及び販売、農作物の生産及び販売などを行っております。
- ・京浜急行電鉄は、2018年に創立120年を迎え、都内から神奈川県東部を走る鉄道事業を中心に、不動産やレジャー事業等を展開してまいりました。既にホテルやマリーナ等の運営実績も備え、地域に根差した企業活動を展開しています。当社経営方針として、品川・羽田と共に三浦半島を重要なエリアとして捉え、更なる地域参入を目指すと共に、当指定管理では、より密接な地域連携に資するよう努めます。

## 計画書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

### ①指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

当協会は、関係法令等及び三浦市観光協会の定款、規程に則り適切な管理・運営を行っている。その取り組みとして、行政等が開催する研修会及び会議に担当者等を積極的に出席させ知識の向上に努めるとともに、神奈川県観光協会会員として、また、近隣自治体及び観光協会で組織されている協議会等において情報の共有に努めている。なお、毎年実施される本部評価において、平成30年度項目別評価シート業務執行体制2業務執行体制2[22]関係法令等コンプライアンスの遵守において、a評価を受けている。

### ②個人情報保護についての考え方・指針及び個人情報の取扱いの状況

電子情報機器等の発達により、セキュリティ対策の重要性が強く求められているが、未だ個人情報の流失などの不祥事により、安全・安心及び利益を損なう事件が多発している状況である。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例等の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう適切な対応を図っている。また、当該公園に関する規定として、「一般社団法人三浦市観光協会の指定管理業務の実施に係る個人情報保護規程」及び「一般社団法人三浦市観光協会情報公開規程」に基づき適正な取扱いを行っている。

### 【具体的な方策】

#### ・秘密の保持

指定管理期間中の業務により知り得た個人情報の管理については、職員等に対する周知徹底を図り、遺漏の無いよう対応する。また、指定管理期間終了後も同様とする。

#### ・情報収集及び利用の制限

情報の収集については、業務執行の範囲内において適正かつ公正に取り扱う。また、利用の制限については、取得した個人情報を当該の指定管理業務以外に利用及び第三者に提供・閲覧等を行わない。更に本人の同意及び県の指示・承諾無に目的外の利用等を行わない。

### (2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

・社会貢献活動の一環として、地元地域及び企業等が行うクリーンアップに参加・協力をを行い、公園区域外も含め環境美化の推進に努める。

・県立城ヶ島公園園内巡視ガイドラインの徹底を図る。

・公園内の魅力の一つである八重水仙等の管理及び植え付けを進める。

・その他、生物多様性の保全に配慮した維持・管理及び運営に努める。



(3) 障がい者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(7) 障害者雇用状況（令和5年6月1日現在）※1

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B)/(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率※2 -(B)
三浦市観光協会	13	0		
京浜急行電鉄 (京急グループ)	5998.0	190.0	3.17	0.0

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、障害者雇用促進法という。)に基づき、厚生労働省に報告している令和5年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

(参考) 国のガイドライン (画面下の方)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisha/04.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html)

(4) 未達成の場合の今後の対応

- ・障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用は未達成である。
- ・県立城ケ島公園における主な業務内容は、樹木の選定、危険個所の安全対策、災害時の対応など多岐にわたるとともに、高所作業なども含まれ、作業職員の安全な環境を確保しつつ進めている。
- ・現段階では、高所を含めた作業が中心であることから、今後については、作業内容を精査し検証を進める。

(5) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について：）

無

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

（障害者雇用企業等≪障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など≫に優先的に発注するなど障害者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。）

- ・県立城ケ島公園において使用する物品等の発注をする際、なるべく障害者を多数雇用する企業を優先するなどを検討し、理解を深めていきたい。

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組障害者差別解消法で求められている「不当な差別的取り扱い」の禁止、「道徳的配慮」の提供、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、都市公園として様々なバリアの解消に努めて参ります。

(現在の具体例)

- ・多目的トイレの維持管理（第1・第2駐車場、ピクニック広場）
  - ・段差の解消
  - ・第2展望台（車いす対応）
  - ・県立城ヶ島公園第1・第2駐車場（障害者無料対応）
  - ・駐車場優先枠設置（確保）
  - ・車いす無料貸し出し
- ・構成企業である京急電鉄では、清掃業務や郵送部門を担う「京急ウイズ」をはじめとした特例子会社を持ち、障がい者雇用率は、2.65%となっています。当指定管理においても、「あらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会を築く」というノーマライゼーションの理念の下、働きやすい環境を提供しつつ、公平な雇用機会の創出に努めます。

#### (5) 神奈川県手話言語条例への対応

- ・手話が言語であるとの認識に基づき、県民、事業者の役割として手話に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話普及等に関する施策に協力し手話の普及に努める。

#### (6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

- ・近年、環境保全の一環として、企業による海岸清掃等が行われている。三浦市は三方を海に囲まれ自然豊かな町として、三浦市観光協会としても企業等と連携し、城ヶ島公園を含めた美しい景観を維持することに努めている。
- ・三浦市内にある「県立三浦初声高等学校」において栽培されたマリーゴールド等を城ヶ島公園入口花壇に植栽、また、毎年、城ヶ島保育園園児によりアサガオの苗の植栽を行い、地域との連携を深めている。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）については、国の方向性及び実際の取組状況の確認を行うとともに、県立公園としての統一した方向が示された場合は、その目標を進めて行く。
- ・都市公園として、SDGs（持続可能な開発目標）が関係してくると想定されるのは、目標15「陸の豊かさを守ろう」「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」のテーマのもと、12個のターゲットの内、城ヶ島公園として取組める目標の推進に努める。
- ・なお、指定管理グループの一員である京浜急行電鉄（株）は、神奈川県と「SDGs 推進に係る連携に関する協定」を締結しており、SDGs の推進に向けて神奈川県と緊密な相互連携と協働による活動を推進するこ

とで、地域のニーズに迅速にかつ適切に対応し、様々な課題解決に向けて取り組むとしている。既にビーチクリーン活動や全社生分解性ストローの導入等の実績があり、当指定管理においても、引き続き明媚な城ヶ島の環境に努めます。

## 計画書15「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

### (1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

- ・現在、県立城ケ島公園の指定管理者として重大な事故または不祥事の事例はない。

#### 【事故等があった場合の対応状況】

- ・当観光協会では、城ケ島公園等における異常発生時には城ケ島公園「緊急連絡網」により関係機関への連絡、調整を行い、迅速な対応を図っている。

#### 【事故等の緊急時の体制及び初期対応】

- ・事故発生時には、初期対応として当日の公園スタッフが現地を確認し、負傷者の救助、人命を助けることを主とし、状況に応じて緊急車両等を要請し迅速な対応を図る。また、下記により関係機関への状況連絡、報告を行う。

#### (昼間の対応)

- ・気象警報発令時において、台風情報等により大きな災害発生が見込まれる時は待機を行い、情報収集に努めるとともに、被害発生時には被害発生状況等を横須賀土木事務所に報告し、危険個所の立入禁止措置等の必要な対応を行う。
- ・地震時には、行政機関に準じた対応を行うとともに、施設の状況を公園スタッフが調査を行い報告する。
- ・災害発生時には、来園者等の安全確保を第一優先として対応を図る。

#### (夜間の対応)

- ・夜間の気象警報発令時において、特に台風情報により大きな災害発生が見込まれる時は、公園スタッフ及びグループ会社(有)湯山造園土木が、警報解除後、早朝に園内の巡視を行い、被害発生状況等を報告し、危険個所への立入禁止措置等の必要な対応を図る。
- ・地震時は、施設等の状況を(有)湯山造園土木が調査を行い報告を行う。

#### (その他の対応)

- ・警察署及び消防署に、県立城ケ島公園の「昼夜緊急連絡体制表」を提出し夜間の迅速な体制をとる。
- ・駐車場門扉の鍵を最寄りの交番(城ケ島内)、消防署に提出、夜間等の迅速な体制をとる。
- ・災害時(災害が予測される場合を含む)には、有料駐車場の解放(無料)を行う。

#### 【再発防止策構築状況】

- ・重大な事故等があった場合の再発防止については、「事故を繰り返さないための職員等への安全教育を徹底」するとともに、指定管理グループ内および関係機関と協議し、再発防止対策を講じる。

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

- ・電子情報機器等の発達により、セキュリティ対策の重要性が強く求められているが、未だ個人情報の流失などの不祥事により、安全・安心及び利益を損なう事件が多発している状況である。
- ・そのため、職員に対する教育・研修については、園長を中心に定例会等において周知徹底を図り、遺漏の無いよう対応する。また、指定管理期間終了後も同様とする。
- ・個人情報の保護についての方針については、提案書14にも記載したとおり、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例等の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう適切な対応を図る。
- ・また、当該公園に関する規定として、「一般社団法人三浦市観光協会の指定管理業務の実施に係る個人情報保護規程」及び「一般社団法人三浦市観光協会情報公開規程」に基づき適正な取扱いを行っている。

## 計画書16「これまでの実績」

### (1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

#### 【三浦市油壺駐車場指定管理】

・現在、三浦市油壺駐車場指定管理（R5.4.1～R10.3.31）を行っている。

指定管理者：一般社団法人 三浦市観光協会

#### 1. 指定管理者としての基本姿勢

##### a 「公共施設として、平等性、公平性のあり方」

公の施設は、公平・平等な対応により管理運営を行う事が基本であり、施設の利用希望者については、地域性、公私の別等に関わらず、全ての住民に平等・公平に利用が確保出来るよう関係法令等を遵守し適正な対応を図っている。

##### b 「住民の平等利用」

駐車場の利用については、設置場所が観光地でも在ることから、繁忙期には利用の時間帯に集中することが予測される。従って、住民の平等利用の観点から手続き的な処理である「受付の平等」「利用許可の平等」等について三浦市油壺駐車場条例等の規定に基づき遺漏のない事務処理を徹底している。尚、平等利用の確保から当協会会員及び当協会関連団体等を優遇するなどの対応は行っていない。

##### c 「個人情報の保護」

三浦市油壺駐車場の指定管理にあたっては、関係法令及び当協会の定款等で定められている個人情報の取扱いに加え、三浦市油壺駐車場条例第7条1項3号等を遵守し指定管理業務に関する個人情報の保護について適切に取り扱っている。

##### d 「防犯・防災対策」

地元地域及び市内関係団体等との連携により防犯・防災対策に努めている。

#### 2. 施設の管理運営に対する基本方針及び経費節減

##### a 「三浦市油壺駐車場の管理運営」

地元地域及び観光協会会員等と連携し、油壺を中心として、観光資源（観光施設、観光行事、地域の文化、名産品、各種ビュースポット等）を紹介し、市内各観光地への回遊性を視野に入れた総合案内を進めている。

経費については、組織全体で再利用等により支出の抑制を行い、施設管理に関する修繕など職員で行えるものは積極的に行う事により経費の節減に努めるとともに、施設の長期使用を目指す方向の検討も行っている。

**b 「収入の確保及び利用料収入の増収」**

行政との連携及び観光協会組織内の連携を図り、様々な観光資源の情報を駐車場利用者に提供し、リピーターを増やす対策を講じるとともに、繁忙期以外の観光資源の新着情報などをホームページ、フェイスブックによりリアルタイムに発信することで、市内全域の来誘客の増加、延いては、油壺駐車場の利用者増加に繋げていく。

**(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無**

「該当なし」

※都市公園の管理実績には、応募する県立都市公園のほか、他の県立都市公園、他の自治体の都市公園を含みます。類似施設とは、県立自然公園、国定公園、国立公園、動物園、遊園地等を想定しています。

令和6年度 収支計画書

(単位:千円)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入													
①-1指定管理料(納付金)	1,410	1,352	3,485	1,843	952	1,899	1,625	1,705	3,438	1,803	1,823	2,508	23,843
②駐車場事業収入	2,300	2,900	1,806	2,000	2,400	2,500	2,300	1,900	1,300	2,400	2,100	2,300	26,206
③利用料金収入(自動販売機利益)	135	300	130	210	300	250	250	150	100	210	140	140	2,315
収入計	3,845	4,552	5,421	4,053	3,652	4,649	4,175	3,755	4,838	4,413	4,063	4,948	52,364
支出													
事務費	51	54	47	44	33	41	44	34	44	44	56	95	587
光熱水費 (電気、上下水道代等)	187	378	127	362	193	326	168	368	162	323	167	271	3,032
保険料 (施設管理者賠償責任保険など)		100											100
植物管理	452	951	1,100	950	950	870	970	890	701	1,021	749	483	10,087
施設管理	105	99	492	77	81	803	74	76	654	121	89	650	3,321
清掃管理	27	17	27	29	17	27	20	20	34	29	38	90	375
運営管理(利用促進費等)	25	25	74	28	27	28	27	27	60	219	30	30	600
管理費	80	80	160	80	80	80	80	80	160	80	80	80	1,120
非常勤給与・賞与	180	180	375	180	180	180	180	180	375	180	180	180	2,550
各種手当	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	288
法定福利費			5										5
アールバイト賃金	1,330	1,330	1,870	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,230	1,230	1,230	1,331	16,201
修繕費	107	117	53	43	24	61	87	24	73	24	71	116	800
諸掛	48	45	47	44	48	47	47	45	47	45	47	168	678
使用料			10										10
駐車場運営費	644	670	782	673	697	668	624	589	784	588	935	856	8,510
事務経費	287	300	248	194	130	280	338	219	225	177	216	286	2,900
緑化協力金	70	180	50	180	180	100	100	50	40	70	80	100	1,200
支出計	3,617	4,550	5,491	4,238	3,994	4,865	4,113	3,956	4,613	4,175	3,992	4,760	52,364



指定管理業務 管理運営 事業計画一覧

事業計画概要の内容		実施計画					備考	事業計画書 担当ページ
区分	事業項目	R4	R5	R6	R7	R8		
1	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等						
1-1	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等						
1-2	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等						
1-3	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等						
1-4	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等						
1-5	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方や運営方針等						
2	業務の一部を委託する考え方や運営方針等	業務の一部を委託する考え方や運営方針等						
3	施設の維持管理	施設の維持管理						
3-1	植物管理	公園内の景観を維持するマツ林の適正な管理	公園内の景観を維持するマツ林の適正な管理					
3-2	庭園管理	公園の魅力の一つである八重木山の適正な管理	公園の魅力の一つである八重木山の適正な管理					
3-3	庭園管理	庭園植物及び花壇の適正な管理	庭園植物及び花壇の適正な管理					
3-4	清掃管理	快適なレクリエーション空間の提供	快適なレクリエーション空間の提供					
3-5	障害者支援	施設の長期的な維持を図る	施設の長期的な維持を図る					
4	利用促進のための取組	利用促進のための取組						
4-1	「魅力あふれる水鏡公園遊歩道プラン」の推進	魅力あふれる水鏡公園遊歩道プランの推進	魅力あふれる水鏡公園遊歩道プランの推進					
4-2	「新たな観光の誘い方」の推進	「新たな観光の誘い方」の推進	「新たな観光の誘い方」の推進					
4-3	イベントの開催	水鏡公園「水仙まつり」の実施	水鏡公園「水仙まつり」の実施					
4-4	イベントの開催	ユースホステル棟を利用した、イベント開催	ユースホステル棟を利用した、イベント開催					
4-5	イベントの開催	七夕まつり誘引の推進	七夕まつり誘引の推進					
4-6	イベントの開催	緑ヶ丘公園下層の環境整備	緑ヶ丘公園下層の環境整備					
4-7	イベントの開催	ワタシと公園の開催	ワタシと公園の開催					
4-8	イベントの開催	水鏡公園「水仙まつり」の開催	水鏡公園「水仙まつり」の開催					
4-9	イベントの開催	水鏡公園「水仙まつり」の開催	水鏡公園「水仙まつり」の開催					
4-10	イベントの開催	「三浦市マップ」パンフレット作成	「三浦市マップ」パンフレット作成					
4-11	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-12	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-13	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-14	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-15	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-16	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-17	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-18	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-19	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					
4-20	イベントの開催	観光客の誘い方	観光客の誘い方					

指定管理業務 管理運営 事業計画一覧

項目	内容	実施方法	実施時期	備考
公園名：城ヶ島公園				
5	自主事業の内容等	キャンプ場の開設	同左	14
6-1	ユニースホテル跡地の活用	同左	同左	
6	利用料金の設定、減免の考え方	同左	同左	
6-1	設定なし	同左	同左	
7	利用者対応、サービス向上の取組	同左	同左	
7-1	接客対応及びその研修等	公園管理の取組(朝礼、退勤の取組) 利用者の多岐化に伴う対応 城ヶ島全体の自然・歴史・文化の教育の実施 公園職員への研修(朝礼費用) 接客等に際する取組への参加 管理運営責任者への連絡体制の構築 苦情の内容を定期的な分析 定期的に実施する利用者アンケート 定例等での意見処理に際する取組の実施	同左	15
7-2	苦情処理の対応及びその研修等	同左	同左	16
7-3	利用者への公園の利用指導	公園管理の取組(サインによる案内、利用指導(土・日、祝日実施)) 公園内の周辺環境、植栽等に際する情報提供 市内及び周辺地域の観光地等への案内 城ヶ島の自然・歴史・文化等の案内(市内各所) 各々の魅力を伝えること 観光客の誘致を図ること 地域及び観光ボランティア団体等との観光情報の共有	同左	15
7-4	利用者ニーズ、苦情の把握及び事業等への反映	アンケート及び口コミ等により苦情の把握及び特定管理業務への反映 行政機関及び大学並びに関係団体が行う調査、研究等への協力及び結果の事業への反映	同左	16
8	日常の事故防止、緊急時の対応	同左	同左	
8-1	安全で快適な公園環境の提供	防犯対策等安全面取組の実施体制 公園内及び周辺地域の清掃 植栽等の維持管理 遊具等の点検 公園内及び周辺地域の環境整備 公園内及び周辺地域の環境整備 公園内及び周辺地域の環境整備	同左	17
8-2	安全で快適な公園環境の提供	同左	同左	17
8-3	安全で快適な公園環境の提供	同左	同左	17
8-4	安全で快適な公園環境の提供	同左	同左	17
8-6	安全で快適な公園環境の提供	同左	同左	17
9	急病人及び負傷者への対応	同左	同左	
9-1	急病人等が生じた場合の対応	同左	同左	18
9-2	新型コロナウイルスへの対応	同左	同左	18
10	災害への対応(事前、発生時)	同左	同左	
10-1	事故及び非常発生時の緊急時の体制及び初期対応	同左	同左	19~24
10-2	大雨警報発表時の対応	同左	同左	19~24
10-3	初期対応への対応	同左	同左	19~24
10-4	大規模災害発生時の対応	同左	同左	19~24
10-5	大規模災害発生時の対応	同左	同左	19~24
10-6	大規模災害発生時の対応	同左	同左	19~24
10-7	大規模災害発生時の対応	同左	同左	19~24
10-8	大規模災害発生時の対応	同左	同左	19~24

指定管理業務 管理運営 事業計画一覧

公園名・区画名	実施内容	実施時期	実施場所	実施回数	実施曜日	実施時間
公園名・区画名	11 施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	職員・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	25～26
11-1	ポランティア団体等との連携、遊歩及び管理	ポランティア団体との連携により観光施設及び美しい景観づくりを目指す	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	25～26
11-2	他の公園、周辺施設との連携、遊歩	周辺施設との連携を図り、来園者及び観光客のニーズに対応するとともに、近隣の公園情報などの提供に努める	公園・ポランティア団体に案内の取組情報や取壊し、遊歩センター及び観光施設に	同左	同左	25～26
11-3	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	25～26
11-4	ポランティア団体等との連携、遊歩及び管理	ポランティア団体との連携により観光施設及び美しい景観づくりを目指す	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	25～26
12-1	遊歩管理の改善、取壊・関係機関との連携、遊歩	遊歩管理の改善、取壊・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	27～30
12-2	他の公園、周辺施設との連携、遊歩	周辺施設との連携を図り、来園者及び観光客のニーズに対応するとともに、近隣の公園情報などの提供に努める	公園・ポランティア団体に案内の取組情報や取壊し、遊歩センター及び観光施設に	同左	同左	27～30
13-1	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	27～30
13-2	ポランティア団体等との連携、遊歩及び管理	ポランティア団体との連携により観光施設及び美しい景観づくりを目指す	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	27～30
13-3	他の公園、周辺施設との連携、遊歩	周辺施設との連携を図り、来園者及び観光客のニーズに対応するとともに、近隣の公園情報などの提供に努める	公園・ポランティア団体に案内の取組情報や取壊し、遊歩センター及び観光施設に	同左	同左	27～30
14-1	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	32～35
14-2	ポランティア団体等との連携、遊歩及び管理	ポランティア団体との連携により観光施設及び美しい景観づくりを目指す	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	32～35
14-3	他の公園、周辺施設との連携、遊歩	周辺施設との連携を図り、来園者及び観光客のニーズに対応するとともに、近隣の公園情報などの提供に努める	公園・ポランティア団体に案内の取組情報や取壊し、遊歩センター及び観光施設に	同左	同左	32～37
14-4	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	32～38
15-1	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	施設・設備の活用、取壊・関係機関との連携、遊歩	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	32～38
15-2	ポランティア団体等との連携、遊歩及び管理	ポランティア団体との連携により観光施設及び美しい景観づくりを目指す	公園の周辺施設は、市内運用とする。取壊と一体的な作業及び計画を進める	同左	同左	32～38

※本表と併せて、各項目の取組状況のわかる具体的な資料（説明資料、写真、作業一覧、新聞取組など）を添付して提出して下さい。